

地農第1333号  
令和4年9月14日

各市町村長 殿  
(農政担当課 気付)

大分県農林水産部地域農業振興課長  
(公印省略)

### 非農耕地用除草剤の農耕地への使用について(注意喚起)

この度、本県において非農耕地用除草剤を農耕地に使用した生産者に対して、農薬取締法第24条違反を適用する事案が発生しました。

非農耕地用除草剤は農薬登録を取得していない除草剤のため、農耕地への使用が禁止されています。使用した場合、農薬登録されていない農薬(無登録農薬)を農作物の栽培に使用したことになり、農薬取締法第24条の違反となります。

農薬取締法第24条違反となった農作物においては、大分県食の安全・安心推進条例第12条の規定により、出荷・販売ができなくなります。

本件の生産者においては、今期の農作物の出荷・販売ができなくなり、大きな不利益が生じる結果となりました。このような事案は今後絶対に発生しないよう取り組まなければなりません。

については、本事案について広く生産者に注意喚起し、農薬の適正使用について意識を改めて対応していただくよう周知をお願いします。

(参考ホームページ)

農林水産省「除草剤の販売、使用について」

URL : <https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/herbicide.html>

大分県農林水産部地域農業振興課 安全農業班 担当：小池 電話：097-506-3661
---

## 非農耕地用除草剤（無登録農薬）の使用による出荷販売停止

### 1. 概要

使用薬剤：グリホサート（除草剤）  
製品名：除草剤グリホサート 41 ※非農耕地用除草剤  
原因：以下のとおり  
出荷先：JA 出荷

### 2. 当該作物への使用状況等

#### （発端）

JA の出荷前の防除実績確認の際に、除草剤グリホサート（非農耕地用除草剤）の使用が疑われる記録があり、確認のため農薬取締法による立入検査を実施。

#### （原因）

生産者は、非農耕地用であることを認識したうえで、普通の野菜などの話で果樹等では関係ないだろう、農耕地用の除草剤と同成分であるから使用しても問題ないだろう、と誤った判断をして使用した。

#### （その他）

- ◆ 立入調査時、除草剤やその他の農薬の保管や使用方法等に問題はなかった。
- ◆ 確認の結果、非農耕地用除草剤（無登録農薬）の使用について本人が認めたことから農薬取締法第 24 条違反となった。
- ◆ 大分県食の安全・安心推進条例第 12 条第 3 項第 1 号で農薬取締法第 24 条違反の農林産物は出荷・販売の停止となる。（保健所が指導）
- ◆ （生産者）使ってはいけないと認識していったが、自分に都合の良いように解釈して使用してしまった。（出荷、販売停止など）このようなことになるとは思わなかった。

### 3. 作物の回収の有無

回収：なし（出荷・販売不可）

### 4. 公表の有無

なし

### 5. 指導の状況・再発防止策等

- ◆ 非農耕地用除草剤は農薬としての登録を取っていないものなので、農地への使用は禁止されている。使用した場合は農薬取締法違反となり罰則もあり重い違反。
- ◆ 大分県の食の安全・安心推進条例により今期の出荷・販売はできない。
- ◆ 今後はこれらのことをよく理解した上で、農地には農薬登録のある除草剤を使用すること。

## ◆ 農薬取締法（抜粋）

### 第四章 使用の規制等

#### （使用の禁止）

**第二十四条** 何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 容器又は包装に第十六条の規定による表示のある農薬（第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）
- 二 特定農薬

### 第八章 罰則

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 …
- 二 …
- 三 第十八条第一項、第二十一条（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条又は第二十五条第三項の規定に違反した者
- 四 …以下省略

## ○ 大分県食の安全・安心推進条例

### （食品等の安全性の確保）

**第十二条** 農林畜水産物の生産者は、安全な農林畜水産物を生産し、及び供給するため、農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品の使用方法について法令で定める基準に従い、農林畜水産物を生産しなければならない。

2 食品等の製造、販売等に係る生産者・事業者は、関係法令で定める基準に従い、食品等の製造、販売等を行わなければならない。

3 生産者・事業者は、その製造、販売等を行う食品が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該食品を出荷し、又は販売してはならない。

- 一 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二十四条の規定に違反して農薬が使用された農林産物であるとき。
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の三の規定に違反して医薬品又は再生医療等製品が使用された畜水産物であるとき。

購入前に  
確認しよう！

# 除草剤を購入するときのポイント



除草剤は **2種類** あります

- ① **農薬**として登録されている除草剤
- ② **農薬ではない**（登録されていない）除草剤

## 1 登録されている除草剤

○使用の目的

農作物や樹木・芝・花き等の栽培・管理のために使用



家庭菜園やガーデニングも含まれます！

なぜ登録が必要なの？

- ★ 農薬は、農作物に使用されるものなので、国が人の健康や環境への影響を評価し、問題がないと判断したものを登録しています。
- ★ ラベルにある作物と使用方法（希釈倍数、使用量、使用時期、回数など）を守れば、人にも作物にも安全です。

## 2 登録されていない除草剤

○使用の目的

道路、駐車場、グラウンドなどの  
栽培や管理している植物がない場合に使用

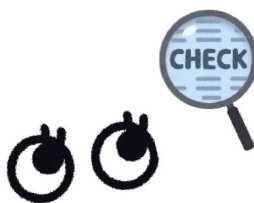


このような除草剤を植物の栽培・管理に使用することは、  
法律で禁止されています。

## 登録されているかの見分け方

### 1 登録されている除草剤

容器に  
『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』  
の表示があります。



### 2 登録されていない除草剤

容器や商品のまわりに  
「農薬として使用することができない」ことが  
表示されています。



使用前に  
チェック!

# 除草剤を使用するときの注意点

**ラベルに書いてある注意事項を守り、  
周辺の田畑や住宅地などに除草剤を飛散させないように注意しましょう。**

農薬は使用方法通りに使えば、人や農作物の安全は確保されますが、  
適正に使わないと、飛散などにより農作物が枯れるなど被害が発生することがあります。

## 使用するときのチェックポイント



使うときは、必ずラベルに記載されている使用上の注意事項等を確認し、正しく使しましょう。



散布は、無風又は風が弱いときなど、周辺近隣に影響が少ない天候・時間帯に行いましょう。



周辺にお住まいの方へ事前に使用の目的、散布日時、種類や使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知しましょう。



### 除草剤の使用に伴う農作物への被害の事例

被害の内容	被害発生時の状況
小麦の黄化・枯死	・強風時の農薬散布により、隣接するほ場内の小麦に飛散
稲の葉の変色・生育不良	・強風時に、隣接する畑地で除草剤を散布したため、飛散

農林水産省「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況調査結果」より

ぜひ  
ご覧ください♪



農林水産省では、  
農薬を取り扱う上での  
注意すべき事項についてホームページで  
公表しています。



[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_tekisei/](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/)